

国設宮島沼鳥獣保護区の設定等に関する パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の設定又は指定計画書(案)を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表(環境省記者クラブ)
- ・資料の配付

(2) 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課、東北北海道地区自然保護事務所及び同苦小牧支所で閲覧可能。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

(3) 意見提出期間

平成14年8月2日から30日まで(4週間)

(4) 意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

- ・電子メールによるもの 1通
- 合計 1通

3 整理した意見総数

- ・設定又は指定計画書(案)に係るもの 1件

国設宮島沼鳥獣保護区の設定等に関する パブリックコメントの実施結果

ご 意 見	対 応 方 針
国設宮島沼鳥獣保護区の設定及び同特別保護地区の指定について	
マガン等の水鳥の採餌場として利用されている周辺水田も、鳥獣保護区の区域に含めるべきである。（1件）	宮島沼は、マガン等が好む見通しの良い浅い沼で、そのねぐら及び休息地として適した環境が保持されており、ガン類をはじめ水鳥類等の良好な生息地となっています。このため、国設鳥獣保護区及び特別保護地区に設定等を行い、生息環境の保全を図るものです。 なお、宮島沼の周辺水田がマガン等の餌場として利用されていることは承知していますが、周辺水田への鳥獣保護区の拡大については、周辺土地所有者との調整等の課題があり、将来の検討課題と考えています。